平成２３年（フ）第１号
愛媛県西条市中野甲1391番地第２
債務者　栗田　文男
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯継一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１１号
群馬県高崎市中島町105番地８
債務者　佐藤　智之
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室賀　康志
4　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第８号
福岡県飯塚市柏の森484番地３　竹山ハイツ５号室、前住所福岡県飯塚市柏の森110番地68
債務者　首藤　順子（旧姓國武）
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　尚志
4　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第３１６号
群馬県太田市鳥山上町1201番地２
債務者　粕川　康弘
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２１３８号
大阪府高槻市大和１―12―２、住民票上の住所京都府宇治市小倉町蓮池160番地の34
債務者　田島　文雄
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠中　晴司
4　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
青森県十和田市大字三本木字下平169番地14　創建ハイツⅡＢ棟７号室
債務者　佐々木憲子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　薫
4　破産債権の届出期間　平成23年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１９号
石川県羽咋郡志賀町給分ヌの11番地
債務者　畑山まさゑ
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蕪城　哲平
4　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７０７号
奈良市法蓮町1921番地の134
債務者　辻口　博之
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　裕次
4　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１７２号
名古屋市港区本宮町６丁目７番地の５　フォレスト本宮602号
債務者　小路こと　川﨑　昌俊
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　高志
4　破産債権の届出期間　平成23年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月28日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５号
北九州市門司区高砂町19番35号
債務者　西村　英俊
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　宏彰
4　破産債権の届出期間　平成23年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６３０号
長崎県長崎市三原２丁目15番２―501号、旧住所長崎県長崎市江の浦町14番32号
債務者　池田美枝子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永岡亜也子
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９９号
札幌市北区新琴似８条１丁目１番29号　麻生サニーハイツ401号
債務者　藤田　正春
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安井　　幹
4　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４号
千葉県茂原市山崎874番地
債務者　増田　志郎
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　龍次
4　破産債権の届出期間　平成23年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第４号
奈良市あやめ池南２丁目１番36―506号
債務者　井ノ上誠司
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川真田リエ
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
奈良地方裁判所